



TOKIO MARINE
NICHIDO

2023年12月

特別勘定のしおり〈追補版〉

グッドステージ

新変額個人年金保険

東京海上日動あんしん生命

「グッドステージ 特別勘定のしおり<追補版>」について

この「特別勘定のしおり<追補版>」は、グッドステージ（新変額個人年金保険）の特別勘定（世界債券(A)）につきまして、投資対象となる投資信託（ファンド）を変更することに伴い、変更後の内容を取りまとめたものです。

今回の変更に伴う特別勘定の運用方針の変更はありません。

つきましては、ご一読のうえ、十分にご確認くださいませようお願いいたします。

【特別勘定(世界債券(A))の変更について】

1. 変更の概要

特別勘定の主な投資対象となる投資信託（ファンド）を次のとおり変更します。

	変更前	変更後
投資信託	JDFワールド・ボンド・ファンドVA	JDFワールド・ボンド・ファンド (為替ヘッジなし)
運用会社	ブラックロック・ジャパン	ブラックロック・ジャパン
信託報酬	1.078%(税込)程度	0.528%(税込)程度※

※変更後ファンドの信託報酬率は、2024年2月1日に改定予定のため、改定後の利率を記載しています。

2. 変更時期

投信信託（ファンド）の変更は、2024年2月1日以降、変更前ファンドの償還日（2024年2月末日予定）までの間に段階的に行います。

＜必ずお読みください＞

- ①このしおりは、特別勘定の運用（投資対象となる投資信託、投資方針、投資リスク等）を理解していただくために作成された資料です。商品の詳細については「ご契約のしおり・約款」と併せてご確認ください。
- ②グッドステージ（新変額個人年金保険）は特別勘定で運用を行う商品です。特別勘定は投資信託を主な投資対象としていますが、当商品は投資信託とは異なる商品です。また、このしおりに掲載されている投資信託の開示情報はあくまでも参考情報であり、ご契約者が直接投資信託を保有するものではありません。
- ③特別勘定の資産運用は経済、企業収益、金利、金融市場の環境によって値動きするリスク資産を投資対象としているため、高い収益性が期待できる半面、株価の下落、為替変動等によっては投資リスクを負うことになります。当商品では資産運用の結果が直接、死亡保険金額、解約払戻金額、将来の年金額等に反映されることから、資産運用の成果・リスクが直接ご契約者に帰属することになります。
- ④特別勘定のユニットプライスの動きは、特別勘定の主な投資対象となる投資信託の基準価額の動きとは異なります。これは、特別勘定が投資信託のほかに保険契約の異動等に備えて一定の現預金を保有していることと、ユニットプライスの計算にあたり保険関係費用等を控除しているからです。
また、ご契約者の積立金の増減とユニットプライスの動きは必ずしも一致するものではありません。これは、ご契約者の積立金を算出するためには、ユニットプライスの増減に加えて、積立金移転費用・貸付利息等を控除する場合がありますからです。
- ⑤このしおりは、当商品において設定する特別勘定の主な投資対象となる投資信託等に関する情報を、運用会社により開示される内容等に基づき記載したものです。
- ⑥このしおりに掲載されている運用状況、財務諸表、投資信託の現況等は過去の実績を表したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- ⑦このしおりは作成時点において取得可能な情報に基づき作成しておりますので、将来内容が変更になる場合があります。特別勘定の運用実績に関する最新の情報は、下記のご契約者さま専用テレホンサービスまたはホームページにてご確認ください。

ご契約者さま専用テレホンサービス



0120-155-730

受付時間 平日 9:00～17:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

あんしん生命のホームページ（変額保険・変額年金保険情報サイト）

<https://fl.tmn-anshin.co.jp/>

I.特別勘定について

● 特別勘定のしくみ

①特別勘定とは

- グッドステージ（以下「新変額個人年金保険」といいます。）は資産の運用結果により、年金額、解約払戻金額および死亡保険金額が変動（増減）するため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行う必要があります。当社はそのため特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。

②特別勘定の成果とリスク

- 特別勘定の資産運用は高い収益性も期待できますが、一方で有価証券の価格や為替の変動等にもなう投資リスクもあります。そのため、お受け取りになる解約払戻金額・年金額等が払込保険料の総額を下回る場合があります。新変額個人年金保険では資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属することになります。

③複数の特別勘定

- 新変額個人年金保険には運用対象の異なる複数の特別勘定があり、ご契約者が自由に選択し、組み合わせることができます。この複数の特別勘定の資産は、それぞれ独立して管理・運用されています。

● 特別勘定における資産運用

①運用の基本方針

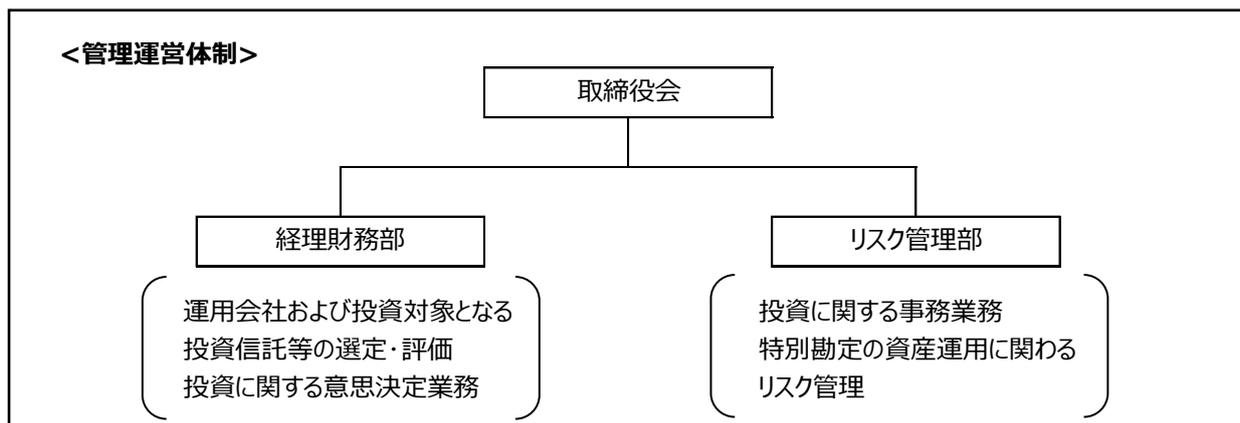
- 特別勘定の資産運用にあたっては、分散投資を図り、特別勘定資産の着実な成長と中長期的観点に立った収益の確保を目指し運用します。
- リスク分散の観点から、少数銘柄に偏ることなく、資産種類（株式、債券、外国証券等）およびそれぞれの資産ごと（業績面、通貨面、個別銘柄面等）での分散投資を心掛け、バランスのとれた運用を行います。

②特別勘定の管理運営方針

- 当社は、当社が定める方法により特別勘定の管理運営を行います。
- 当社は、主として外部の運用会社が運用する投資信託等に投資することにより、特別勘定の資産運用を行います。なお、運用会社および投資対象となる投資信託等の選定・評価は、当社がこれを行います。
- 各特別勘定の投資対象となる投資信託、運用スキーム、運用方針および運用会社等については、今後変更することがあります。
- すでに設定された特別勘定を廃止、複数の特別勘定を統合することまたは特別勘定への移転および繰入を停止することがあります。

③運用体制

- この保険の特別勘定の管理運営に関する業務は次頁の図の体制のもとで行います。
- 運用会社および投資対象となる投資信託等の選定・評価、投資に関する意思決定業務は、当社の経理財務部にて行います。
- 経理財務部と独立して設置された当社のリスク管理部において、受渡・決済等の投資に関する事務業務を行うとともに、特別勘定の資産運用に関するリスク管理を実施します。



上記は 2023 年 12 月現在の管理運営体制です。管理運営体制は、将来変更されることがあります。

④ 評価方法

● 特別勘定資産の評価方法は、次のとおりとします。ただし、この評価方法については、今後変更されることがあります。

- (1) 有価証券については、時価評価を行います。時価については、当社が当日の営業時間終了までに合理的な方法で入手できる価格を使用します。
- (2) (1) 以外の資産については、原価法によるものとします。
- (3) 為替予約、先物・オプション取引等のオフバランス取引については、時価評価を行い、評価差額を損益に計上します。
- (4) 外貨建資産および負債の換算方法については、期末時換算法によります。

(注) 新変額個人年金保険契約における特別勘定資産の評価については、普通保険約款第 1 条の規定により、当社の定める方法により行います。

特別勘定の種類

- が、投資対象となる投資信託の変更に伴い、本追補版に掲載している特別勘定です。

グッドステージの特別勘定

種類	特別勘定の名称	投資対象となる投資信託等 運用会社	資産運用関係費用 ^{*1} (年率)
株式型	日本株式 (A)	フィデリティ・日本成長株・ファンド VA2 フィデリティ投信	1.353% (税込) 程度
	日本株式 (B)	ダイワ・バリュー株・オープンVA (底力 VA) 大和アセットマネジメント	1.309% (税込) 程度
	日本株式 (D)	ダイワ・ジャパン・オープン VA (D.J.オープン VA) 大和アセットマネジメント	1.309% (税込) 程度
	世界株式 (A)	大和住銀/T.ロウ・プライス外国株式ファンド VA 三井住友DSアセットマネジメント 【投資顧問】ティール・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク	1.485% (税込) 程度
債券型	世界債券 (A)	J D Fワールド・ボンド・ファンド(為替ヘッジなし) ブラックロック・ジャパン	0.528% (税込) 程度
総合型	世界バランス (A)	フィデリティ・バランス・ファンド VA2 フィデリティ投信	最大1.35% (税込) 程度
金融市場型	マネー (A)	マネー・オープン他 大和アセットマネジメント	各月ごとに決定 ^{*2}

*1 資産運用関係費用は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、監査報酬、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は投資信託の純資産総額より差し引かれます。したがって、ご契約者はこれらの費用を間接的に負担することになります。なお、資産運用関係費用は、運用手法の変更等により将来変更される可能性があります。

*2 各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.55 (税込) を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年0.99% (税込) を超える場合には、年0.99% (税込) の率とします。

Ⅱ.資産の運用に関する極めて重要な事項等

特別勘定の名称	世界債券（A）
投資対象となる投資信託	JDFワールド・ボンド・ファンド(為替ヘッジなし)
運用会社	ブラックロック・ジャパン
運用方針	日本を含む世界主要国の国債等(国債、政府機関債、国際機関債)を中心に公社債に投資を行い、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。投資する公社債は、取得時において投資適格または同等の信用力を有するものとします。 原則として為替ヘッジは行いません。

-
- ・この書面は、当商品において設定する特別勘定で主な投資対象となる投資信託に関する情報を投資信託の運用会社により開示される内容にもとづき記載したものです。
 - ・この書面に掲載されている運用状況、財務諸表、投資信託の現況等は過去の実績を表したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
 - ・投資信託の運用方針および運用方法等は将来変更することがあります。
-

資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

JDFワールド・ボンド・ファンド(為替ヘッジなし)
(以下「当ファンド」ということがあります。)

2 目的および基本的性格

- ファンドの目的
信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行いません。

●商品分類・属性区分

商品分類			属性区分				
単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産(投資信託証券(債券))	年2回	グローバル(日本を含む)	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※本分類は、一般社団法人投資信託協会の定める公募投信の商品分類を準用する方法で分類したものです。
公募投信の商品分類については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

3 特色

- 世界主要国の国債等(国債、政府機関債、国際機関債)を中心とした公社債を実質的な主要投資対象^{※1}とします。

当ファンドは、「ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。

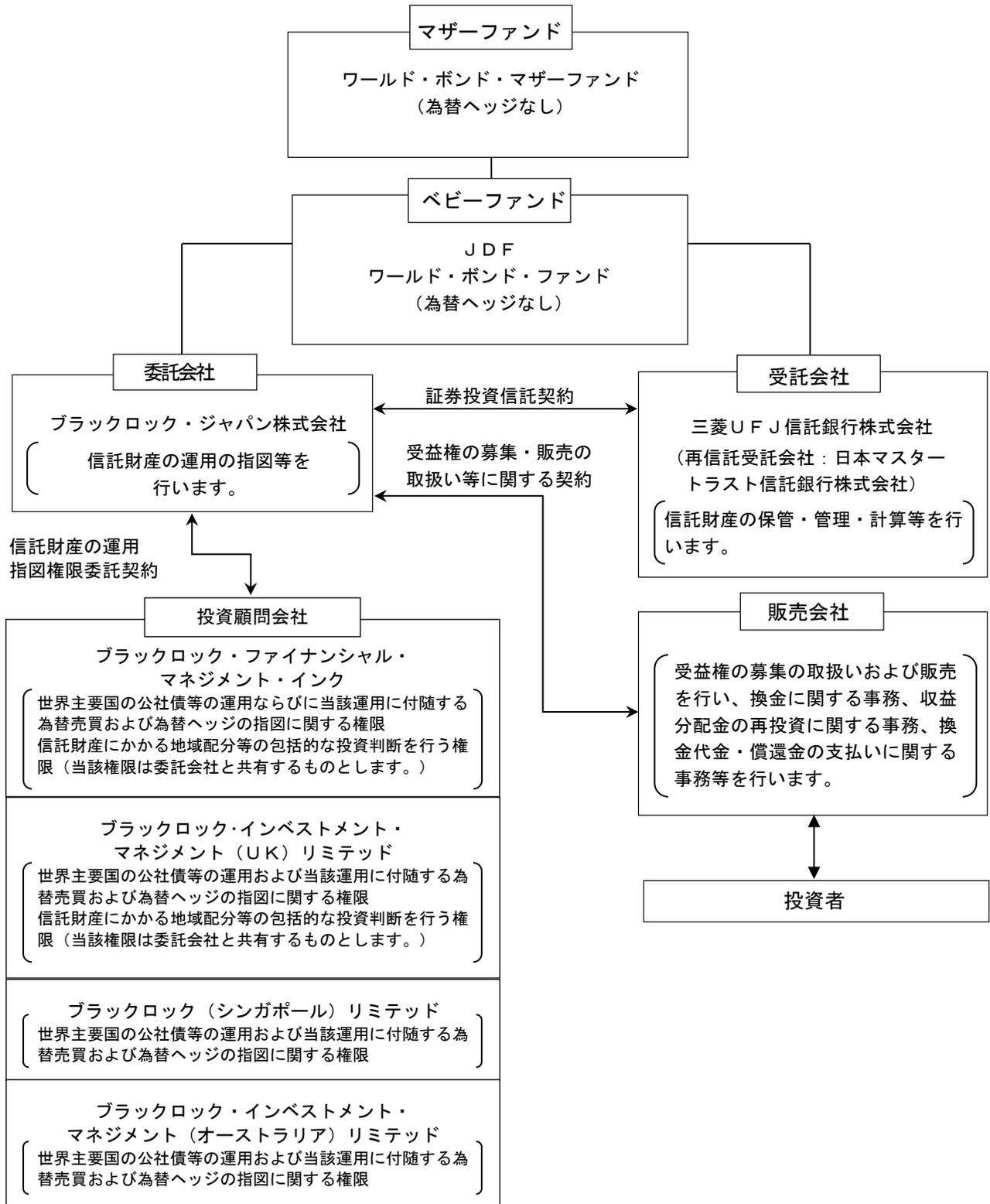
※1「実質的な主要投資対象」とは、「ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)」^(注)を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

(注)「ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)」については、「2. 投資方針および投資リスク」の【参考情報】をご参照ください。

- FTSE世界国債インデックス(円ベース)をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

* FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4 仕組み



<契約等の概要>

- a. 「証券投資信託契約」
 ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、受益者に関する事項等について規定しています。
- b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」
 委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、一部解約事務、受益者に対する収益分配金および一部解約金の支払、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。
- c. 「信託財産の運用指図権限委託契約」
 投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

●基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行いません。

●運用方法

(1) 投資対象

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主としてワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）受益証券への投資を通じて世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- ②FTSE世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ③デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。
- ④実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、一部機動的な運用を行なう場合もあります。
- ⑤ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託会社と共有するものとします。）
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託会社と共有するものとします。）
ブラックロック（シンガポール）リミテッド(BlackRock (Singapore) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限

- ⑥前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行なうことができます。
- ⑦資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

※投資対象の詳細につきましては **3. その他詳細情報** をご参照ください。

【参考情報】 マザーファンドの投資方針と主な投資対象

＜基本方針＞

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないません。

＜運用方法＞

(1) 投資対象

日本を含む世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① FTSE世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② 世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとしします。
- ③ デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないませんが、一部機動的な運用を行なう場合もあります。
- ⑤ ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託会社と共有するものとします。）
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託会社と共有するものとします。）
ブラックロック（シンガポール）リミテッド (BlackRock (Singapore) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド (BlackRock Investment Management (Australia) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限

- ⑥ 前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行なうことができます。
- ⑦ 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

2 運用体制

- ・ ブラックロックの債券運用体制の特徴は、ポートフォリオ・マネジャーが協調しながら運用にあたる「チーム運用体制」を取っていることにあります。
- ・ 基本戦略は、週次で行われる2つのインベストメント・ストラテジー・ミーティング（投資戦略会議）が中核となっています。マーケット・アウトルック・ミーティングには全ての債券運用プロフェッショナルが参加し、各セクター・チームにて事前に開催するチーム・ミーティングによって導き出された見解を、各チームのリード・マネジャーが発表します。次に、全チームのリード・マネジャーおよびリスク・クオンツ分析部の代表者が参加するポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングにおいて、セクター配分、ポートフォリオのリスク、投資テーマ等について議論を行います。
- ・ 各ポートフォリオ・チームは、運用を担当するポートフォリオにとって適切と考える金利リスク、期限前償還リスク、利回りカーブ・リスク、信用リスク、流動性バイアス、およびセクター・アロケーションをそれぞれ独自に決定しますが、ポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングでは各ポートフォリオ・チームの投資アイデアを共有することを主な目的とします。
- ・ ポートフォリオ・チームの1つであるグローバル債券チームは、セクター・チームと協働して、ポートフォリオの投資目的およびガイドラインを遵守しつつ、銘柄選択、タイミング、売買執行において、チームのレラティブ・バリューによる見通しをポートフォリオに反映します。グローバル債券チームは投資方針を策定し、その投資方針に基づいてセクター・スペシャリストが売買を執行します。投資テーマについては、週次で開催されるミーティングで定期的かつ継続的に議論され、必要に応じて修正されます。

※ ファンドの運用体制等は変更となる場合があります。

3 主な投資制限

- (1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (2) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (3) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (5) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行いません。

※投資制限の詳細につきましては **3. その他詳細情報** をご参照ください。

【参考情報】 マザーファンドの主な投資制限

- (1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (2) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (3) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (5) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (7) 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

4 投資リスクについて

1. 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

a. 金利変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 信用リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. 為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、外貨建資産に投資を行います。当ファンドは、原則として、外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d. 期限前償還リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、MBS、CMBS、ABS等の期限前償還リスクを伴う債券へ投資することができます。一般的に金利が低下した場合、資産担保証券の期限前償還が増加することにより、事前に見込まれた収益をあげることができず、さらに利回りの低い証券に再投資せざるを得ない可能性があります。これらの要因が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e. カントリー・リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資先の国の政治・経済事

情、通貨・資本規制等の要因により、債券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

f. デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

2. その他の留意点

a. 購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

b. ファンドの繰上償還

各ファンドは換金により受益権の口数が10億口を下回るようになった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

c. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

d. 流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

e. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

3. リスク管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

※リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 投資対象

(投資の対象とする資産の種類)

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第28条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

(運用の指図範囲等)

第19条 委託者（第21条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下第22条から第31条まで、第33条および第39条から第40条までに同じ。）は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示され

るべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

2 投資制限

(投資する株式等の範囲)

第22条 受託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

② 前項の規定に関わらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることと

なる投資の指図をしません。

③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第24条 受託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができますものとしします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をしますものとしします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第25条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的な運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的な運用のため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的な運用のため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるスワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第27条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザー信託の信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザー信託の受益証券の時価総額に、マザー信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができますものとしします。

② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をします

ものとしします。

(公社債の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとしします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と売予約の合計額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者

は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとしします。

(資金の借入れ)

第41条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとしします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【参考情報】マザーファンドの投資対象・投資制限

1 投資対象

(投資の対象とする資産の種類)

第9条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第18条に定めるものに限りします。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形(手形割引市場において売買される手形に限りします。)

(運用の指図範囲等)

第10条 委託者(第11条の2に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下第11条、第12条から第21条まで、第23条および第30条から第31条までについて同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。)

17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。)

20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

21. 付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第

13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

2 投資制限

（投資する株式等の範囲）

第12条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第13条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第14条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができますものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をしますものとします。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第15条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および

有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用範囲）

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、

公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と売予約の合計額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

4. 運用状況

1. 投資状況 (2023年9月末現在)

資産の種類	金額 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	974,720,910	100.03
内 日本	974,720,910	100.03
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	△321,624	△0.03
純資産総額	974,399,286	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

資産の種類	金額 (円)	投資比率 (%)
国債証券	2,298,577,181	75.52
内 アメリカ	742,661,839	24.40
内 日本	247,950,561	8.15
内 イタリア	183,253,477	6.02
内 中国	180,368,743	5.93
内 ドイツ	174,562,222	5.74
内 フランス	167,444,928	5.50
内 イギリス	126,490,558	4.16
内 スペイン	115,741,535	3.80
内 メキシコ	76,546,198	2.52
内 カナダ	51,394,810	1.69
内 ベルギー	49,787,928	1.64
内 オランダ	47,554,570	1.56
内 オーストリア	26,803,602	0.88
内 フィンランド	25,566,679	0.84
内 アイルランド	19,440,391	0.64
内 スウェーデン	14,912,488	0.49
内 ポーランド	13,823,787	0.45
内 シンガポール	13,505,124	0.44
内 ノルウェー	8,238,814	0.27
内 デンマーク	6,546,930	0.22
内 オーストラリア	5,981,997	0.20
特殊債券	265,968,835	8.74
内 アメリカ	265,968,835	8.74
社債券	420,591,810	13.82
内 アメリカ	380,265,406	12.49
内 オランダ	15,331,024	0.50
内 フランス	13,700,180	0.45
内 ドイツ	9,199,790	0.30
内 シンガポール	2,095,410	0.07
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	58,425,566	1.92
純資産総額	3,043,563,392	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

2. 投資資産 (2023年9月末現在)

①投資有価証券の主要銘柄

	銘柄	通貨 地域	種類 業種	数量 (口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	ワールド・ボンド・マザーファンド (為替ヘッジなし)	日本・円 日本	親投資信託 受益証券 —	468,705,958	2.1000 984,329,382	2.0796 974,720,910	— —	100.03%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率
親投資信託受益証券	100.03%
合計	100.03%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

①マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

	銘柄	通貨 地域	種類 業種	数量 (口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.25% 2024/08/31	アメリカ・ ドル アメリカ	国債証券 —	260,269,200	97.74 254,396,611	97.97 254,992,642	3.250000 2024/8/31	8.38%
2	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2024/03/31	アメリカ・ ドル アメリカ	国債証券 —	188,470,800	97.55 183,868,343	98.42 185,511,219	2.250000 2024/3/31	6.10%
3	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2026/02/25	ユーロ フランス	国債証券 —	90,692,000	91.81 83,264,595	92.35 83,763,131	— 2026/2/25	2.75%
4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2032/05/15	アメリカ・ ドル アメリカ	国債証券 —	80,922,780	93.16 75,389,156	87.75 71,012,894	2.875000 2032/5/15	2.33%
5	AMERICAN TOWER CORP 1.95% 2026/05/22	ユーロ アメリカ	社債券 —	65,728,000	94.40 62,052,490	93.68 61,575,962	1.950000 2026/5/22	2.02%
6	SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/04/30	ユーロ スペイン	国債証券 —	62,410,000	92.24 57,567,995	90.73 56,625,341	1.400000 2028/4/30	1.86%
7	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2024/06/30	アメリカ・ ドル アメリカ	国債証券 —	55,942,920	98.01 54,834,985	98.16 54,913,655	3.000000 2024/6/30	1.80%
8	UMBS 30YR TBA (REG A) 6% 2023/10/12	アメリカ・ ドル アメリカ	特殊債券 —	50,408,460	100.23 50,528,001	98.73 49,772,447	6.000000 2023/10/12	1.64%
9	5 4 3 0 年国債	日本・円 日本	国債証券 —	57,200,000	91.77 52,494,728	85.55 48,934,600	0.800000 2047/3/20	1.61%
10	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 1.7% 2032/08/15	ユーロ ドイツ	国債証券 —	52,140,000	94.10 49,065,455	90.55 47,215,585	1.700000 2032/8/15	1.55%
11	3 7 3 0 年国債	日本・円 日本	国債証券 —	42,500,000	114.13 48,507,800	108.30 46,029,625	1.900000 2042/9/20	1.51%
12	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.25% 2026/12/01	ユーロ イタリア	国債証券 —	45,662,000	91.53 41,797,915	91.63 41,840,728	1.250000 2026/12/1	1.37%
13	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2029/08/15	ユーロ ドイツ	国債証券 —	49,296,000	85.56 42,180,615	84.69 41,753,512	— 2029/8/15	1.37%
14	MORGAN STANLEY BANK NA 5.479% 2025/07/16	アメリカ・ ドル アメリカ	社債券 —	37,395,000	99.97 37,386,025	99.63 37,257,624	5.479000 2025/7/16	1.22%

JDFワールド・ボンド・ファンド(為替ヘッジなし)

15	MEXICAN BONOS 7.5% 2033/05/26	メキシコ・ ペソ メキシコ	国債証券 —	42,615,500	90.62 38,619,968	84.74 36,114,931	7.500000 2033/5/26	1.19%
16	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 5% 2025/08/31	アメリカ・ ドル アメリカ	国債証券 —	35,899,200	99.86 35,852,163	99.77 35,817,864	5.000000 2025/8/31	1.18%
17	356 10年国債	日本・円 日本	国債証券 —	36,100,000	99.32 35,855,812	98.19 35,448,034	0.100000 2029/9/20	1.16%
18	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2027/10/31	アメリカ・ ドル アメリカ	国債証券 —	35,899,200	99.73 35,803,823	97.79 35,106,891	4.125000 2027/10/31	1.15%
19	UMBS 30YR TBA (REG A) 3.5% 2023/10/12	アメリカ・ ドル アメリカ	特殊債券 —	39,839,137	89.27 35,565,443	86.23 34,353,471	3.500000 2023/10/12	1.13%
20	UNITED STATES TREASURY BILL 2024/01/04	アメリカ・ ドル アメリカ	国債証券 —	34,403,400	97.42 33,518,888	98.56 33,910,990	— 2024/1/4	1.11%
21	UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7	イギリス・ ポンド イギリス	国債証券 —	35,410,820	108.36 38,372,721	94.94 33,622,573	4.500000 2042/12/7	1.10%
22	UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/01/22	イギリス・ ポンド イギリス	国債証券 —	41,251,780	90.19 37,207,455	78.35 32,323,606	3.250000 2044/1/22	1.06%
23	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.625% 2031/05/15	アメリカ・ ドル アメリカ	国債証券 —	38,591,640	85.70 33,074,236	81.13 31,311,988	1.625000 2031/5/15	1.03%
24	CHINA GOVERNMENT BOND 1.99% 2025/04/09	オフショ ア・人民元 中国	国債証券 —	28,688,100	98.96 28,392,612	99.52 28,551,330	1.990000 2025/4/9	0.94%
25	GLOBAL PAYMENTS INC 4.875% 2031/03/17	ユーロ アメリカ	社債券 —	27,176,000	100.19 27,229,536	96.13 26,125,930	4.875000 2031/3/17	0.86%
26	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2034/08/01	ユーロ イタリア	国債証券 —	24,964,000	105.56 26,352,097	100.46 25,081,330	5.000000 2034/8/1	0.82%
27	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0.25% 2028/08/15	ユーロ ドイツ	国債証券 —	28,440,000	89.46 25,443,909	88.17 25,078,164	0.250000 2028/8/15	0.82%
28	CHINA GOVERNMENT BOND 2.68% 2030/05/21	オフショ ア・人民元 中国	国債証券 —	22,540,650	98.79 22,267,933	99.91 22,522,170	2.680000 2030/5/21	0.74%
29	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.25% 2048/08/15	ユーロ ドイツ	国債証券 —	31,402,658	78.63 24,693,036	68.38 21,473,196	1.250000 2048/8/15	0.71%
30	KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.9% 2029/06/22	ユーロ ベルギー	国債証券 —	24,490,000	88.80 21,747,379	87.61 21,455,689	0.900000 2029/6/22	0.70%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率
国債証券	75.52%
特殊債券	8.74%
社債券	13.82%
合計	98.08%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②マザーファンドの投資不動産物件

該当事項はありません。

③マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率
債券先物 取引	アメリカ	シカゴ証券 取引所	US 5YR NOTE (C BT) DEC 23	買建	26	412,564,072	409,143,388	13.44%
			US ULTRA BOND (CBT) FUTURE D EC 23	買建	7	133,894,703	123,880,286	4.07%
			US LONG BOND F UTURE DEC 23	買建	2	35,880,948	33,954,660	1.12%
	ユーロ	EUREX 取引所	EURO-SCHATZ FU TURE DEC 23	買建	4	66,354,172	66,224,120	2.18%
			EURO-OAT FUTUR E DEC 23	買建	3	59,951,960	57,643,140	1.89%
	オーストラ リア	シドニー 先物取引所	AUST 10YR BOND FUTURE DEC 23	買建	2	22,056,559	21,561,579	0.71%
			AUST 3YR BOND FUTURE DEC 23	買建	1	10,200,063	10,113,536	0.33%
	カナダ	モントリオ ール取引所	CAD 10YR BOND FUTURE DEC 23	買建	1	13,096,353	12,706,307	0.42%
	ユーロ	EUREX 取引所	EURO-BUXL 30Y BND DEC 23	売建	2	41,838,090	37,774,640	△1.24%
			EURO-BUND FUTU RE DEC 23	売建	2	40,875,933	40,160,440	△1.32%
			EURO-BOBL FUTU RE DEC 23	売建	5	91,557,223	90,771,000	△2.98%
	アメリカ	シカゴ証券 取引所	US 10YR ULTRA FUTURE DEC 23	売建	3	51,408,065	49,957,385	△1.64%
金利先物 取引	アメリカ	シカゴ商品 取引所	3 MONTH SOFR F UT JUN 24	買建	3	106,469,905	106,356,989	3.49%
	イギリス	ICE 取引所	3MO EURO EURIB OR SEP 24	買建	1	38,283,539	38,038,500	1.25%
	アメリカ	シカゴ証券 取引所	FED FUND 30DAY SEP 23	売建	3	177,028,930	177,023,393	△5.82%

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

3. 運用実績 (2023年9月末現在)

①純資産の推移

2023年9月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第26期 (2014年3月17日)	2,260,368,100	(同左)	1.6760	(同左)
第27期 (2014年9月16日)	2,238,129,454	(同左)	1.7442	(同左)
第28期 (2015年3月16日)	2,090,047,874	(同左)	1.8436	(同左)
第29期 (2015年9月15日)	1,989,946,022	(同左)	1.8481	(同左)
第30期 (2016年3月15日)	1,802,620,216	(同左)	1.7984	(同左)
第31期 (2016年9月15日)	1,595,669,388	(同左)	1.7016	(同左)
第32期 (2017年3月15日)	1,519,327,267	(同左)	1.7497	(同左)
第33期 (2017年9月15日)	1,530,418,945	(同左)	1.8119	(同左)
第34期 (2018年3月15日)	1,483,020,043	(同左)	1.7672	(同左)
第35期 (2018年9月18日)	1,457,641,734	(同左)	1.7851	(同左)
第36期 (2019年3月15日)	1,412,400,317	(同左)	1.8106	(同左)
第37期 (2019年9月17日)	1,420,033,752	(同左)	1.8352	(同左)
第38期 (2020年3月16日)	1,386,505,045	(同左)	1.8303	(同左)
第39期 (2020年9月15日)	1,305,181,657	(同左)	1.9143	(同左)
第40期 (2021年3月15日)	1,237,022,476	(同左)	1.9370	(同左)
第41期 (2021年9月15日)	1,229,061,194	(同左)	1.9618	(同左)
第42期 (2022年3月15日)	1,071,821,470	(同左)	1.9034	(同左)
第43期 (2022年9月15日)	1,044,722,656	(同左)	1.9907	(同左)
第44期 (2023年3月15日)	960,132,067	(同左)	1.8976	(同左)
第45期 (2023年9月15日)	984,329,382	(同左)	2.0051	(同左)
2022年9月末日	1,016,973,688	—	1.9414	—
10月末日	1,020,527,937	—	1.9864	—
11月末日	973,055,422	—	1.9327	—
12月末日	929,568,483	—	1.8464	—
2023年1月末日	936,979,865	—	1.8639	—
2月末日	948,317,645	—	1.8865	—
3月末日	963,897,961	—	1.9050	—
4月末日	970,007,583	—	1.9171	—
5月末日	984,167,641	—	1.9558	—
6月末日	995,830,914	—	2.0239	—
7月末日	972,663,177	—	1.9768	—
8月末日	988,789,145	—	2.0185	—
9月末日	974,399,286	—	1.9849	—

②分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第26期	-
第27期	-
第28期	-
第29期	-
第30期	-
第31期	-
第32期	-
第33期	-
第34期	-
第35期	-
第36期	-
第37期	-
第38期	-
第39期	-
第40期	-
第41期	-
第42期	-
第43期	-
第44期	-
第45期	-

③収益率の推移

	収益率(%)
第26期	6.5
第27期	4.1
第28期	5.7
第29期	0.2
第30期	△2.7
第31期	△5.4
第32期	2.8
第33期	3.6
第34期	△2.5
第35期	1.0
第36期	1.4
第37期	1.4
第38期	△0.3
第39期	4.6
第40期	1.2
第41期	1.3
第42期	△3.0
第43期	4.6
第44期	△4.7
第45期	5.7

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

【参考情報（2023年9月29日現在）】

基準価額、パフォーマンス等の状況

JDFワールド・ボンド・ファンド 為替ヘッジなし

累積投資基準価額の推移



※設定時を100とした指数値を使用しています。
 ※累積投資基準価額は税引前分配金を再投資したものととして算出しています。
 ※ベンチマークは、FTSE世界国債インデックス（円ベース）です。

パフォーマンス (%)

	1か月	3か月	6か月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	-1.66	-1.93	4.19	2.24	3.81	10.21	98.49
ベンチマーク	-1.30	-1.38	5.46	4.14	6.90	14.92	135.11

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものととして算出した累積投資基準価額により計算しています。
 ※ベンチマークは、FTSE世界国債インデックス（円ベース）です。

ファンドデータ

	為替ヘッジなし	為替ヘッジあり
基準価額 :	19,849円	10,891円
純資産総額 :	9.74億円	38.71億円
ファンド設定日 :	2001年2月16日	

税引前分配金

	為替ヘッジなし	為替ヘッジあり
分配金累計額	0円	0円
第40期	2021年3月15日	0円
第41期	2021年9月15日	0円
第42期	2022年3月15日	0円
第43期	2022年9月15日	0円
第44期	2023年3月15日	0円
第45期	2023年9月15日	0円

主な資産の状況

JDFワールド・ボンド・ファンド 為替ヘッジなし

国別通貨別構成比率 (%)

国名	ベンチマーク	債券	通貨
米国	42.6	60.3	42.8
カナダ	1.8	2.1	1.8
メキシコ	0.8	2.5	1.0
南アフリカ	-	-	0.0
日本	12.1	8.2	12.2
オーストラリア	1.3	1.2	1.4
ニュージーランド	0.2	-	-
シンガポール	0.4	0.5	0.9
中国	6.2	5.9	5.8
マレーシア	0.5	-	-
ユーロ通貨圏	28.6	26.4	28.4
オーストリア	1.0	0.9	
ベルギー	1.6	1.6	
フィンランド	0.4	0.8	
フランス	7.3	7.9	
ドイツ	5.7	2.7	
アイルランド	0.5	0.6	
イタリア	6.4	6.0	
オランダ	1.3	2.1	
スペイン	4.3	3.8	
非ユーロ通貨圏	5.4	6.8	5.3
英国	4.3	5.4	4.3
デンマーク	0.3	0.2	0.3
スウェーデン	0.2	0.5	0.2
ポーランド	0.4	0.5	0.4
ノルウェー	0.1	0.3	0.1
イスラエル	0.3	-	0.4
キャッシュ等		-14.0	
合計	100.0	100.0	100.0

※ベンチマークはFTSE世界国債インデックス2023年10月の構成比率

※債券は発行国ベース、債券先物と金利先物(先物の売建てはマイナス表示)を含みます

※通貨は実質為替組入比率

※比率は対純資産総額、マザーファンドベース

組入債券の格付 (%)

AAA/Aaa	43.0
AA/Aa	16.2
A	22.9
BBB	14.9
BB	-
NR	2.9

※S&P、ムーディーズのいずれか高い格付けを使用

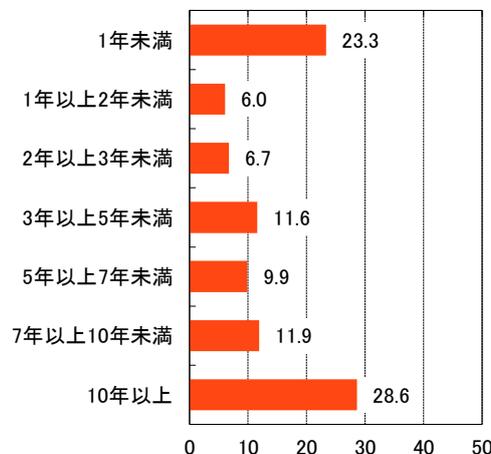
※組入債券全体を100とした場合の構成比、マザーファンドベース

修正デュレーション (年)

当ファンド(*)	6.78
ベンチマーク	7.08

*マザーファンドベース

債券残存期間別比率 (%)



※ 比率は対純資産総額、マザーファンドベース、先物を含みません

※ TBA取引の売建てはマイナス表示しています

債券上位組入10銘柄 (%)

							銘柄数 : 243	
	銘柄名	種別	国名	利率	償還年月日	比率		
1	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.25% 2024/08/31	国債	アメリカ	3.250	2024/8/31	8.4		
2	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2024/03/31	国債	アメリカ	2.250	2024/3/31	6.1		
3	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2026/02/25	国債	フランス	-	2026/2/25	2.8		
4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2032/05/15	国債	アメリカ	2.875	2032/5/15	2.3		
5	AMERICAN TOWER CORP 1.95% 2026/05/22	社債	アメリカ	1.950	2026/5/22	2.0		
6	SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/04/30	国債	スペイン	1.400	2028/4/30	1.9		
7	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2024/06/30	国債	アメリカ	3.000	2024/6/30	1.8		
8	UMBS 30YR TBA (REG A) 6% 2023/10/12	特殊債	アメリカ	6.000	2023/10/12	1.6		
9	54 30年国債	国債	日本	0.800	2047/3/20	1.6		
10	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 1.7% 2032/08/15	国債	ドイツ	1.700	2032/8/15	1.6		

※比率は対純資産総額、マザーファンドベース

参考情報はあくまで過去の実績であり、将来の運用状況を約束するものではありません。

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

1. 貸借対照表

区 分	第44期 (2023年3月15日現在)	第45期 (2023年9月15日現在)
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	964,270,035	988,539,152
流動資産合計	964,270,035	988,539,152
資産合計	964,270,035	988,539,152
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	265,229	269,821
未払委託者報酬	3,872,739	3,939,949
流動負債合計	4,137,968	4,209,770
負債合計	4,137,968	4,209,770
純資産の部		
元本等		
元本	505,977,407	490,902,236
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	454,154,660	493,427,146
(分配準備積立金)	353,093,709	352,690,789
元本等合計	960,132,067	984,329,382
純資産合計	960,132,067	984,329,382
負債純資産合計	964,270,035	988,539,152

2. 損益及び剰余金計算書

区 分	第44期 (自 2022年9月16日 至 2023年3月15日)	第45期 (自 2023年3月16日 至 2023年9月15日)
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	△43,744,928	57,880,968
営業収益合計	△43,744,928	57,880,968
営業費用		
受託者報酬	265,229	269,821
委託者報酬	3,872,739	3,939,949
営業費用合計	4,137,968	4,209,770
営業利益又は営業損失(△)	△47,882,896	53,671,198
経常利益又は経常損失(△)	△47,882,896	53,671,198
当期純利益又は当期純損失(△)	△47,882,896	53,671,198
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△1,116,505	993,418
期首剰余金又は期首欠損金(△)	519,930,984	454,154,660
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,695,564	1,059,623
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	3,695,564	1,059,623
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,705,497	14,464,917
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	22,705,497	14,464,917
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	454,154,660	493,427,146

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託（ファンド）の沿革
- II 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2. 投資信託（ファンド）の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績

Ⅲ.資産の運用に関する重要な事項

特別勘定の名称	世界債券 (A)
投資対象となる投資信託	JDFワールド・ボンド・ファンド(為替ヘッジなし)
運用会社	ブラックロック・ジャパン
運用方針	日本を含む世界主要国の国債等(国債、政府機関債、国際機関債)を中心に公社債に投資を行い、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。投資する公社債は、取得時において投資適格または同等の信用力を有するものとします。原則として為替ヘッジは行いません。

-
- ・この書面は、当商品において設定する特別勘定で主な投資対象となる投資信託に関する情報を投資信託の運用会社により開示される内容にもとづき記載したものです。
 - ・この書面に掲載されている運用状況、財務諸表、投資信託の現況等は過去の実績を表したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
 - ・投資信託の運用方針および運用方法等は将来変更することがあります。
-

資産の運用に関する重要な事項

I 投資信託（ファンド）の沿革

2001年2月16日	信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
2006年10月1日	ファンド名称を「MLワールド・ボンド・ファンド（為替変動型）」から「BRワールド・ボンド・ファンド（為替ヘッジなし）」へ変更。またマザーファンド名称を「メリルリンチ・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替変動型）」から「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」へ変更。
2007年1月4日	投資信託振替制度への移行
2009年12月2日	ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継
2017年6月10日	ファンド名称を「BRワールド・ボンド・ファンド（為替ヘッジなし）」から「JDFワールド・ボンド・ファンド（為替ヘッジなし）」へ変更。またマザーファンド名称を「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」から「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」へ変更。

II 投資信託（ファンド）の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第45期計算期間（2023年3月16日から2023年9月15日まで）の財務諸表について、財務諸表等規則並びに投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

区 分	第44期 (2023年3月15日現在)	第45期 (2023年9月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	964,270,035	988,539,152
流動資産合計	964,270,035	988,539,152
資産合計	964,270,035	988,539,152
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	265,229	269,821
未払委託者報酬	3,872,739	3,939,949
流動負債合計	4,137,968	4,209,770
負債合計	4,137,968	4,209,770
純資産の部		
元本等		
元本	505,977,407	490,902,236
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	454,154,660	493,427,146
(分配準備積立金)	353,093,709	352,690,789
元本等合計	960,132,067	984,329,382
純資産合計	960,132,067	984,329,382
負債純資産合計	964,270,035	988,539,152

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	第44期 (自 2022年9月16日 至 2023年3月15日)	第45期 (自 2023年3月16日 至 2023年9月15日)
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	△43,744,928	57,880,968
営業収益合計	△43,744,928	57,880,968
営業費用		
受託者報酬	265,229	269,821
委託者報酬	3,872,739	3,939,949
営業費用合計	4,137,968	4,209,770
営業利益又は営業損失(△)	△47,882,896	53,671,198
経常利益又は経常損失(△)	△47,882,896	53,671,198
当期純利益又は当期純損失(△)	△47,882,896	53,671,198
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△1,116,505	993,418
期首剰余金又は期首欠損金(△)	519,930,984	454,154,660
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,695,564	1,059,623
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	3,695,564	1,059,623
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,705,497	14,464,917
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	22,705,497	14,464,917
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	454,154,660	493,427,146

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。
- 2 収益及び費用の計上基準
有価証券売買等損益の計上基準
約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第44期 (2023年3月15日現在)	第45期 (2023年9月15日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	505,977,407口	490,902,236口
2 1口当たり純資産額	1.8976円	2.0051円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第44期 (自 2022年9月16日 至 2023年3月15日)	第45期 (自 2023年3月16日 至 2023年9月15日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	1,687,953円	1,721,952円
2 分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(6,347,971円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(132,419,418円)、分配準備積立金(346,745,738円)により、分配対象収益は485,513,127円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(10,843,184円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(29,453,056円)、収益調整金(その他収益調整金)(129,202,434円)、分配準備積立金(341,847,605円)により、分配対象収益は511,346,279円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

第44期 (2023年3月15日現在)	第45期 (2023年9月15日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第44期 (2023年3月15日現在)	第45期 (2023年9月15日現在)
期首元本額	524,791,672円	505,977,407円
期中追加設定元本額	4,104,438円	1,040,377円
期中一部解約元本額	22,918,703円	16,115,548円

2 有価証券関係

第44期(2023年3月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△42,680,482
合計	△42,680,482

第45期(2023年9月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	56,822,615
合計	56,822,615

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ワールド・ボンド・マザーファンド (為替ヘッジなし)	470,710,515	988,539,152	
親投資信託受益証券	合計	470,710,515	988,539,152	
合計		470,710,515	988,539,152	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（2023年9月末現在）

I 資産総額	974,720,910 円
II 負債総額	321,624 円
III 純資産総額（I－II）	974,399,286 円
IV 発行済数量	490,902,236 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.9849 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書

I 資産総額	3,262,094,988 円
II 負債総額	218,531,596 円
III 純資産総額（I－II）	3,043,563,392 円
IV 発行済数量	1,463,535,935 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	2.0796 円

III 設定及び解約の実績

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第26期	26,644,359	187,186,537	1,348,688,944
第27期	16,497,220	82,018,464	1,283,167,700
第28期	26,340,644	175,817,968	1,133,690,376
第29期	36,847,278	93,760,336	1,076,777,318
第30期	22,330,323	96,768,726	1,002,338,915
第31期	6,777,052	71,348,542	937,767,425
第32期	-	69,445,725	868,321,700
第33期	11,326,746	35,000,558	844,647,888
第34期	27,815,108	33,286,079	839,176,917
第35期	9,218,501	31,817,234	816,578,184
第36期	2,737,914	39,252,892	780,063,206
第37期	8,799,429	15,079,139	773,783,496
第38期	4,163,718	20,413,527	757,533,687
第39期	1,644,476	77,372,697	681,805,466
第40期	6,480,594	49,666,612	638,619,448
第41期	2,133,605	14,266,113	626,486,940
第42期	13,479,378	76,851,736	563,114,582
第43期	1,475,077	39,797,987	524,791,672
第44期	4,104,438	22,918,703	505,977,407
第45期	1,040,377	16,115,548	490,902,236

<説明事項ご確認のお願い>

この「特別勘定のしおり<追補版>」は、特別勘定の運用方針・投資対象等についてご説明しています。
既にお渡ししている「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」とともに、必ずご一読いただき、内容を十分
ご確認いただきますようお願いいたします。



東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

ご契約内容・各種手続きに関するお問合せは

ご契約者さま専用テレホンサービス

 **0120-155-730**

受付時間：平日 9：00～17：00

(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)